

令和5年度事業報告書 及び附属明細書

目 次

令和5年度事業報告書

1. 概況	1
2. 主な活動	1
(1) 法人会が行う税知識の普及や納税意識の高揚に資する活動など各種事業への助成事業	1
(2) 税を巡る諸環境の整備改善等を図ることを目的とする事業	2
①税制改正への提言	2
②税の啓発活動・租税教育活動	2
③研修活動の充実	3
④税に関する広報の充実	3
⑤企業の税務コンプライアンス向上のための取り組み	3
⑥財政健全化のための健康経営プロジェクト	3
(3) 地域の経済社会環境の整備改善等を図ることを目的とする事業	3
①地域社会貢献活動	3
②節電の啓発活動「いちごプロジェクト」	3
③「食品ロス」削減の取り組み	4
④情報誌の発行	4
(4) 法人会の活動を支援することを目的とする事業	4
①組織の強化・充実	4
②広報活動	5
③青年部会・女性部会	5
④災害に対する支援	5
(5) 法人会会員の福利厚生の上昇に資することを目的とする事業	5
1. 総務関係	7
(1) ガバナンスの確保	7
(2) 法人会事務局の強化	7
(3) 全国大会	7
(4) 新年賀詞交歓会	7
(5) 被災地法人会への対応	7
(6) 法人会の活性化推進に向けた検討	7
2. 税制改正に関する活動	8
(1) 令和6年度税制改正に関する提言の取りまとめの経緯	8
(2) 令和6年度税制改正に関する提言	8

(3) 提言活動	9
3. 税の啓発活動	10
(1) 税の啓発活動	10
(2) 租税教育活動	11
4. 研修活動	11
(1) 令和5年度の研修会の実施状況	11
(2) 研修用教材の作成・配付	12
(3) 全法連主催の研修会	12
5. 広報活動	13
(1) 新聞広告	13
(2) ポスター・チラシの提供	13
(3) ラジオCMの提供	13
(4) 動画	14
(5) WEB広告	14
(6) 情報誌「ほうじん」	14
(7) 「けんた」ノベルティグッズ	14
(8) 会報誌用の記事提供	14
(9) 会報デジタルブック	14
(10) 法人会アンケート調査システム	14
6. 組織の拡充・強化	15
(1) 令和5年12月末現在の会員数	15
(2) 会員数が純増した県連・単位会	15
(3) 会員増強報奨金施策	15
(4) 役員一人一社以上獲得の推進策	15
(5) 新規入会数県連目標の設定	16
(6) 県外転出情報の提供	16
(7) 加入勧奨用リーフレット「法人会のご案内」の作成・配付	16
(8) 新設法人データの提供	16
7. 福利厚生事業	16
(1) 各種制度の導入・改定・推進策	16
(2) 主要制度の加入状況	16
(3) 法人会事務局役職員見舞金制度	17
8. 青年部会連絡協議会の活動	18
(1) 租税教育活動への取り組み	18
(2) 部会員増強運動の推進	18

(3) 財政健全化のための健康経営プロジェクト	19
(4) 法人会全国青年の集い	20
9. 女性部会連絡協議会の活動	20
(1) 法人会全国女性フォーラム	20
(2) 税に関する絵はがきコンクール	20
(3) いちごプロジェクト	21
(4) 食品ロス削減取り組み	21
10. 統合プラットフォームの推進	21
11. 理事会等の開催状況	21
12. 委員会等の開催状況	24
13. 納税功労等による叙勲受章者	34
14. 納税功労による財務大臣・国税庁長官表彰受彰者	35
15. 全法連表彰	36
16. 全法連役員等の計報	39

附属資料

1. 令和6年度税制改正に関する提言等	40
2. 「税制改正に関する提言」についての意見広告	51
3. 税の啓発のための新聞広告用版下	52
4. 令和5年度県連別研修参加人員等一覧	53
5. 広報ポスター	54
6. 広報チラシ	55
7. 県連別会員数調査結果（令和5年12月末現在）	56

令和5年度事業報告書

1. 概況

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症について感染法上の位置付けが変更された事を踏まえ、会議やセミナーは引き続き、会場とWEBを併用したハイブリッド型で開催しつつ、大会等はコロナ禍以前の規模・形式で開催した。

平成20年にスタートした新公益法人制度への対応については、令和6年3月末現在、全国の法人会のうち2県連・387単位会が公益社団、39県連・53単位会が一般社団として活動を展開している。

平成23年度から実施している各法人会の公益事業に対する助成については、実施後10年を超え、各会からの申請・報告について円滑な手続きが定着している。

税を中心とした公益活動においては、「税制改正に関する提言」の策定のほか、税の啓発に資するテキスト等の作成や広報活動に加え、租税教室や「税に関する絵はがきコンクール」に取り組み、企業の税務コンプライアンスの向上のための「自主点検チェックシート」を改訂するなどしてさらなる推進を図った。

青年部会を中心に取り組んでいる「財政健全化のための健康経営プロジェクト」については、引き続き部会における推進を図るとともに法人会全体の事業として実施するための準備に着手した。その他、女性部会を中心に行っている社会貢献活動として、節電活動「いちごプロジェクト」の啓発用チラシのデータ提供等を行ったほか、食品ロス削減について周知・広報を中心に取り組んだ。

法人会活動の充実には、組織基盤・財政基盤の強化が重要であることから、会員増強においては役員一人一社以上の獲得を目標とした推進策等に取り組んだが、会員数の減少に歯止めがかからず、次年度に向けて法人会員数70万社台の堅持が課題となった。福利厚生制度については、協力3社と連携し、新施策「Challenge100」キャンペーンやがん・医療保険の制度発足40周年奨励策等への推進に取り組んだ結果、制度全体の手数料収入は2年連続で前年度を上回った。

また、法人会を支える事務局の充実・強化を図るため、法人会向けホームページ簡易制作ツール、統合プラットフォーム（コミュニケーション機能、会員管理機能）の推進のほか、各会の会報をWEB上で共有し会報制作の一助とする仕組み「会報デジタルブック」など、県連・単位会の効率的な事務運営に資するツールを提供した。

2. 主な活動

(1) 法人会が行う税知識の普及や納税意識の高揚に資する活動など各種事業への助成事業

全国各地の法人会への助成事業については、各法人会からの適正な申請・報告を求め、外部監査法人及び内部検査法人による厳正な審査及び2県連21単位会への実地調査を実施し、適正・公正な運営に努めた。

(2) 税を巡る諸環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

①税制改正への提言

- イ. 令和 6 年度税制改正に向け、県連から提出された要望事項や税制アンケート結果を踏まえ税制委員会で検討を行い、提言を取りまとめた。6 年度改正では中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画の提出期限の延長など、法人会提言事項の一部が実現した。
- ロ. 政府や政党に対して提言の実現を強く訴えるとともに、県連・単位会においても、地元国会議員及び地方自治体に対し、地方分権の推進、行財政改革や地方税改革の徹底を求めた。
- ハ. 県連・単位会の税制委員等を対象とした「令和 6 年税制セミナー」は、会場参加及びリモート参加のハイブリッド方式により開催し、税制改正の内容や今後の税・社会保障の方向性について説明した（会場参加 175 名、リモート参加 179 名）。
- ニ. 「第 39 回法人会全国大会（群馬大会）」において、税制アンケート結果の報告と併せ、「税制改正に関する提言」の内容について説明を行った。また、日本経済新聞（10 月 3 日朝刊 全国版）及び全国大会開催地の地元紙（上毛新聞 10 月 3 日朝刊）に税制提言の概要を盛り込んだ意見広告を掲載した。

②税の啓発活動・租税教育活動

- イ. 小学校高学年向けの租税教育用テキストとして「キミも納めてる！税金どこ行くの？タックスフントとけんたくん」を配付し、小学校での租税教室等で活用した。
また、広く青年部会の租税教室で活用されている動画等の作成について国税庁と協議を開始した。
- ロ. e-Tax の普及推進及び消費税の期限内納付を訴える会報掲載用版下をそれぞれ作成し、各会に提供した。
- ハ. 税に関する活動として、各会において租税教室や税の作品募集などの事業を実施した。
- ニ. 青年部会の活動の柱である「租税教育活動」は、全ての単位会での可能な限りの実施を目標に取り組んだところ、青年部会の事業年度末（令和6年6月末）までに439 会で実施する見込みとなった。
また、山形県山形市で開催した「第 37 回法人会全国青年の集い（山形大会）」（参加者数 2,024 名）では、全国の局ブロックを代表して 11 会が活動事例のプレゼンテーションを実施し、佐世保法人会青年部会が最優秀賞を受賞した。大会式典において活動内容の発表並びに表彰を行った。
- ホ. 女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」について、引き続き国税庁の後援を受けながら積極的な展開を図り、全国で 440 会、7,478 校から、247,559 点の応募があった。
- ヘ. 「税に関する絵はがきコンクール」の全法連女連協会長賞受賞作品をプリントしたポケットティッシュを作成し、イベント等での配布用ツールとして各会に提供した。

ト、国税庁等が主催する中学生の「税についての作文」事業の後援を行い、応募作品の中から 12 編に対して全法連会長賞を授与した。

③研修活動の充実

イ、法人会が主体となって年末調整説明会を開催できるよう、オリジナルテキスト「令和 5 年分 わかりやすい年末調整実務のポイント」を作成するなど、県連・単位会における研修活動の充実に資するため、税に関するテキスト等を作成し各会に配付した。また、税に関する市販書籍等の斡旋を行った。

ロ、県連・単位会における研修会については、引き続き「税法・税務」研修の増加を図るとともに、公益性のさらなる向上のため、一般市民に研修会等への参加を積極的に呼び掛けることとした。令和 5 年度は決算法人説明会、年末調整説明会のほか、会員ニーズを踏まえ各会で工夫をしながら各種研修会を積極的に開催した。

④税に関する広報の充実

「税制改正に関する提言」の周知及び「税を考える週間」のPRを目的とした新聞広告の版下（2 種）を作成し、各県連へ提供した。この版下等を使用した新聞広告は 40 県連の地方新聞で掲載され、「税を考える週間」に合わせて法人会をPRすることができた。

⑤企業の税務コンプライアンス向上のための取り組み

「自主点検チェックシート」（平成 26 年作成）について、手形などの商慣行の変化や消費税の見直しもあったことから、6 月に改訂版を作成し、各会に配付した。改訂に伴い、研修会等での幅広い活用に資するDVDを新たに作成した。

また、「自主点検チェックシート」の率先した活用及び会議・研修等における会員への周知を役員等に対して依頼するとともに、さらなる活用推進のため、従業員向けにチェックシートのポイントをマンガで解説した会報用版下を作成した。

⑥財政健全化のための健康経営プロジェクト

現在、青年部会が中心となって実施している「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を法人会全体の事業として実施するための特別委員会を新設することが理事会で承認された。また、法人会ならではの健康経営推進への理解を促進するため、新年賀詞交歓会において、「法人会だからできる『健康経営』の推進」をテーマとし、吉村健佑全法連青連協健康経営プロジェクトアドバイザーによる記念講演を行った。

(3) 地域の経済社会環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

①地域社会貢献活動

税以外の社会貢献活動については、各会で地域の実情に即した多彩な事業に取り組み、世間一般に対する法人会の知名度向上、イメージアップに大きく貢献した。

②節電の啓発活動「いちごプロジェクト」

女性部会において、地域の実情に応じて取り組んだ（平成 27 年度より、取り組みの

判断は各会に委ねている）。

③「食品ロス」削減の取り組み

「食品ロス」削減の周知・広報の支援策として、会報用版下やクリップタイプマグネットを作成し、各会に提供した（172 会、29,616 個）。また、全法連ホームページ内に「食品ロス」ページを新設した。さらに、小冊子「知ろう！考えよう！食品ロスのはなし」を各会に斡旋した。

④情報誌の発行

情報誌「ほうじん」を季刊発行（各約 71 万部）し、各会に注文部数を見償で提供した。また、県連・単位会の会報誌作成支援として掲載用記事の提供を行った。

(4) 法人会の活動を支援することを目的とする事業

①組織の強化・充実

イ. 令和 5 年 12 月末現在の会員数は、法人会員 710,330 社（前年同期比 7,760 社減）、正会員以外の個人会員は 24,562 名（前年同期比 842 名増）であった。

令和 4 年度に実施した報奨金施策（令和 4 年度中に入会した法人会員数に応じて 1 社あたり 2,000 円の報奨金を単位会に支給）の該当数は、14,726 社であった。

なお、「役員一人一社以上獲得」を推進するため、役員の勧奨により入会した割合（役員の勧奨による入会数／役員数）を基準とした表彰を引き続き実施した。

ロ. 法人会の適正な運営に資するため、研修の実施、事務負担に対する助成等を行った。また、単位会事務局のガバナンス、コンプライアンスの確保を促進するための訪問指導を 3 単位会で実施した。

ハ. 法人会事務局の強化に資するため、引き続き、事務局強化支援のための助成金、単位会支援のための県連機能強化助成金による助成を行った。

ニ. 総合企画委員会のもとに設置した「法人会活性化推進プロジェクト」において、既存会員の活性化を中心に議論を重ね、「法人会活性化のための提言書」を取りまとめた。

ホ. 県連・単位会の新任専務理事・事務局長を対象に「第 26 回新任事務局長セミナー」をハイブリッド方式にて開催した（会場参加 44 名、WEB 配信視聴 21 名）。

また、事務局役職員を対象とした「事務局セミナー」についても、ハイブリッド方式にて開催した（会場参加 166 名、WEB 配信視聴 268 名）。

ヘ. 各会の会員管理や会費管理等の効率化に資するため、全法連で開発・提供している統合プラットフォームについては、機能改修を行うとともに、県連単位での研修会を開催する等、各会への普及を推進した。

なお、県連・単位会向けホームページ簡易制作ツール（CMS テンプレート）の利用会は 216 会となった。

②広報活動

- イ. 令和4年度に作成した「子ども社長とけんた」をアイキャッチとしたポスターが好評であったため、ポスターと連動した動画・ラジオCM音源と併せて継続使用することとした。
- ロ. ポスターと連動した動画・ラジオCM音源は、WEB広告等の素材として活用できるように、統合プラットフォームで各会にデータを提供した。
- ハ. 各会の会報をデジタル化した「会報デジタルブック」は、全法連ホームページから県連・単位会の事業やさまざまな取組情報をキーワード検索にて入手できるようにしており、イベント・講演会の企画や会報誌作成の参考として活用された。
- ニ. アンケート調査システムは、アンケート送信対象者数の拡大に取り組むとともに、新規登録等のフロー及び入力画面の改修を行った。また、回答率の向上には送信対象者の関心を高める工夫が必要と考え、結果をフィードバックする際に市場動向等と関連付けた専門家のコメントを付与した。

③青年部会・女性部会

- イ. 青年部会では、活動の柱である「租税教育活動」について、可能な限り全単位会で実施すべく「全国一斉行動月間」を設定し推進を図った。また、「部会員増強運動」を引き続き実施した（令和5年6月末28,597名（前年比810名減））。

活動の新たな柱となる「財政健全化のための健康経営プロジェクト」について、局連・県連単位の青連協会議等を通じた部会員等への啓発活動、親会まで含めた「健康経営宣言書」の提出促進、ジェネリック医薬品の活用促進等を行った。

また、「法人会全国青年の集い（山形大会）」において、青年部会5単位会、部会員企業5社による事例紹介を実施し、単位会部門では北那覇法人会、部会企業部門ではネットヨタ山陽株式会社（岡山西法人会）がそれぞれ最優秀賞を受賞。大会式典において取り組み内容の発表並びに表彰を行った。

- ロ. 女性部会では、「税に関する絵はがきコンクール」や節電の啓発活動「いちごプロジェクト」、「食品ロス問題」を中心に、各会の活動に対する支援策を講じた。

④災害に対する支援

能登半島地震による被害を受けた地域の県連（石川）に対し、「災害見舞金」と「義援金」を支給した。また、全国の法人会に被災法人会支援を呼び掛け、各会からの支援金を取りまとめ石川県連に送った。

(5) 法人会会員の福利厚生の上昇に資することを目的とする事業

福利厚生制度の加入法人数は、前年度比で大型保障制度 98.8%（1,623社減）、ビジネスガード 102.1%（2,634社増）、がん保険 97.3%（2,834社減）となった。

また、福利厚生制度の手数料収入については、前年度比で大型保障制度 99.2%（51,063千円減）、ビジネスガード 106.6%（149,106千円増）、がん・医療保険

96.6%（37,704 千円減）となり、ビジネスガードが制度全体を牽引した結果、全体では100.6%（60,339 千円増）と2年度連続で前年度比100%を超える結果となった。

経営者大型保障制度は、令和5年度より開始した施策「Challenge100」キャンペーンにおいて、新規企業数、新契約件数いずれの目標も達成したが、解約・失効の増加等により5年度末の加入企業数は前年度より減少した。その結果、減少幅は鈍化したもののコロナ禍以降の事務手数料減少に歯止めをかけるには至らなかった。

また、個人契約者を主たる対象とするアフラックのがん・医療保険も令和5年度が制度発足40周年の節目の年であることから、役員加入率報奨金の増額やアフラックによる支社・推進代理店への意識高揚事業や奨励策を展開したものの、加入法人数、事務手数料ともに昨年度実績を下回り増加反転の端緒は得られなかった。

一方、ビジネスガードは商品改定や制度導入40周年（令和6年度）に向けたAIG損保の努力による推進代理店、推進員に対する推進強化月間や提案活動など積極的な施策展開により、年度末加入法人数は前年度より増加し、手数料収入も106%を超えるなど福利厚生制度全体を牽引する高い伸展率を引き続き維持した。

なお、福利厚生制度推進表彰における県連表彰は、大同生命取扱分で9県連、AIG損保取扱分で5県連が該当し、アフラック取扱分で1県連が該当した。単位会表彰については72単位会が該当した。

「Challenge100」キャンペーンにおける3制度合計の結果は、新規制度加入企業数の目標20,000社に対し18,015社（目標達成率90.1%、8県連が達成）、新契約件数の目標100,000件に対しては99,317件（目標達成率99.3%、15県連が達成）となり、5県連が両目標とも達成した。

令和5年度事業報告附属明細書

1. 総務関係

(1) ガバナンスの確保

- ①各会のガバナンス強化及び公益社団法人会の事務負担を支援するための助成を行った。
- ②事務局のガバナンス、コンプライアンスの確保を促進するため、OAG税理士法人と連携し、単位会（3会）での訪問指導を実施した。

(2) 法人会事務局の強化

単位会支援のための県連機能強化助成金により、「単位会業務の効率化」「単位会緊急時対応」「職員のレベルアップ」について支援した。県連が単位会業務を支援し、単位会事務局が本来の法人会活動により注力できる体制を整えることを目的とした本助成金に対し、令和5年度は23県連から申請があり、年間200万円を上限に県連の申請に基づく実費額を助成した。

また、事務局強化支援のための助成金(1会あたり20万円)を本年度も県連へまとめて配賦し、職員のモチベーションアップや事務の効率化に有効活用された。

(3) 全国大会

群馬県連の協力のもと、10月18日に高崎市において「第39回法人会全国大会」を開催した（参加者数約1,500名）。

(4) 新年賀詞交歓会

東法連との共催により、令和6年1月23日に帝国ホテルにて開催した。

(5) 被災地法人会への対応

能登半島地震による被害を受けた地域の県連（石川）に対し、「災害見舞金拠出基準」に基づく「災害見舞金」と併せて「義援金」を支給した。また、全国の法人会に被災法人会支援を呼び掛け、各会からの支援金を取りまとめて石川県連に送った。

(6) 法人会の活性化推進に向けた検討

法人会活動に積極的な青年部会員に部会卒業後も活躍の場を与えることが会の活性化策の1つであるとの意見から、総合企画委員会のもとに設置した「法人会活性化推進プロジェクト」において既存会員の活性化を中心に議論を重ね、「新たな委員会の設置」や「デジタル化に向けたプロジェクトチームの設置」等を盛り込んだ提言書を作成した。

2. 税制改正に関する活動

(1) 令和6年度税制改正に関する提言の取りまとめの経緯

「令和6年度税制改正に関する提言」を取りまとめるため、令和5年2月15日に税制委員会を開催し、税制、財政等に係る現状課題を分類して検討テーマを設定するとともに、その具体的な検討を常任委員会で行うこととした。以後、常任委員会で審議を行うとともに、県連より提出された要望事項やアンケート調査結果（回答数12,307件）も踏まえて、「令和6年度税制改正に関する提言」を取りまとめた（「附属資料1」参照）。

(2) 令和6年度税制改正に関する提言

「令和6年度税制改正に関する提言」は、令和5年9月19日開催の理事会で決議され、10月3日の日本経済新聞（朝刊・全国版）及び全国大会開催地の地元紙、上毛新聞に税制提言の概要を盛り込んだ意見広告を掲載した（「附属資料2」参照）。

また、10月18日開催の「第39回法人会全国大会（群馬大会）」において、税制改正に関するアンケート調査結果の報告と併せて提言内容の説明を行った。

なお、同大会では提言内容を踏まえて、下記の大会宣言を発表した。

大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する「自主点検チェックシート」の普及など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献している。

わが国の社会経済活動に大打撃を与えたコロナ禍は、ほぼ収束し、急激な物価上昇も一時に比べ、落ち着きを取り戻しつつある。

こうした中、政府が打ち出した少子化対策や防衛力の抜本強化については、財源の具体的な内容が定まっておらず、安定性を欠いていると言わざるを得ない。加えて、コロナ禍でさらに積み上がった国債残高は先進国でも突出しており、返済計画の策定が重要な課題である。

歳出だけを先行させ財源論が置き去りになったままでは、財政規律の毀損が決定的となりかねない。まずは、2025年度の基礎的財政収支の黒字化目標を確実に達成し、その後の財政健全化についても並行して議論を開始すべきである。

また、今月から導入されたインボイス制度は、事業者の事務負担増や適格請求書発行事業者と免税事業者との取引に変化が生じると言った懸念がある。政府は、国民や事業者への影響を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直す必要がある。

地域経済や雇用の担い手である中小企業には、コロナ禍による打撃から回復していないケースも少なくない。実効性ある税財政上の支援が必要であり、法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制の抜本的改革」等を中心とする「税制改正に関する提

言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和5年10月18日
全国法人会総連合 全国大会

(3) 提言活動

①全法連による提言活動

税制改正に関する提言について、以下の政府・政党に対して提言活動を行いその実現を訴えたほか、比例代表選出の参議院議員等に対し、提言書の送付による提言活動を実施した。

イ. 全法連による提言活動（肩書は提言時のもの）

○財務省（10月27日）

財務副大臣 矢倉 克夫 氏

○総務省（10月6日）

自治税務局長 池田 達雄 氏

○中小企業庁（10月30日）

長 官 須藤 治 氏

事業環境部長 山本 和徳 氏

○国税庁 表敬訪問（11月30日）

長 官 住澤 整 氏

次 長 星屋 和彦 氏

課税部長 田原 芳幸 氏

○自由民主党（11月1日）

予算・税制等に関する政策懇談会

財政・金融・証券関係団体委員長 宗清 皇一 氏

○公明党（11月7日）

税制改正要望等に関するヒアリング

財政・金融部会長 若松 謙維 氏

○立憲民主党（11月9日）

税制調査会ヒアリング

税制調査会長 小川 淳也 氏

○国民民主党（11月6日）

税制調査会ヒアリング

税制調査会長 大塚 耕平 氏

○日本維新の会（11月13日）

財務金融部会長 伊東 信久 氏

○自由民主党（10月10日）

税制調査会長 宮沢 洋一 氏

□ 全法連から提言書を送付

○参議院比例選出議員（対象議員 87 名）

○経済団体等（7 団体）

経団連、経済同友会、日本商工会議所、全国商工会連合会、日本税理士会、納税協会連合会、全国中小企業団体中央会

○政府税制調査会委員・特別委員

②県連・単位会による提言活動

全法連による提言活動と並行して、衆参両院の国会議員に対し、地元選挙区の法人会役員等による提言活動を実施（実施会293会）した。

また、地方自治体に対する提言活動は、各都道県知事及び県議会議長に対しては県連で、市区町村長及び市区町村議会議長に対しては単位会（実施会403会）にて実施した。

3. 税の啓発活動

(1) 税の啓発活動

①新聞による税の啓発活動

税制改正に関する提言の周知及び「税を考える週間」のPRを目的とした新聞広告の版下（2種）を作成し、各県連へ提供した（「附属資料3」参照）。

②「e-Tax」の推進

役員及び会員企業等の利用推進に係る国税当局からの協力要請に応じ、e-Taxのさらなる普及推進を訴える会報掲載用版下を作成し、各会に提供した。

③消費税期限内納付の推進

申告納税制度の一層の定着に資するため、消費税の期限内納付を訴える会報掲載用版下を作成し、各会に提供した。

④「税に関する絵はがきコンクール」受賞作品のポケットティッシュの作成・配布

「税に関する絵はがきコンクール」の全法連女連協会長賞を受賞した12作品をプリントしたポケットティッシュを作成し、イベント等での配布用ツールとして365会に44万個を提供した。

⑤企業の税務コンプライアンス向上のための取り組み

企業の税務コンプライアンス向上のために取り組んでいる「自主点検チェックシート」（平成26年作成）について、手形などの商慣行の変化や軽減税率制度、インボイス制度の導入もあり、6月に改訂版を作成し、各会に配付した（84項目：325会に20.4万部、入門編：281会に14.4万部を提供）。改訂に伴い、研修会等での幅広い活用に資するDVD「経営者のミカタ 法人会自主点検チェックシート」を新たに作成した。

(主な改訂内容)

- ・インボイス制度や電子帳簿保存に関する内容を盛り込むなど、点検項目を84項目（前回83項目）、入門編は42項目（前回40項目）に変更
- ・「チェックシート」と「ガイドブック」を一体化し利便性を向上

また、自主点検チェックシートの活用をさらに推進していくために、従業員向けにチェックシートのポイントをマンガで解説した会報用版下を作成した。さらに、各会における取組事例を「法人会リレーニュース」などに掲載し、情報の提供を行った。

(2) 租税教育活動

①租税教育用テキストの配付

小学校高学年向けの租税教育用テキスト「キミも納めてる！税金どこ行くの？タックスフントとけんたくん」を増刷して339会に配付し、各会における小学校での租税教室等で活用した。

②各会で実施している租税教育

各会で実施されている租税教室・税の作品募集などの租税教育活動は、法人会の主要な公益的事業として定着している。

4. 研修活動

(1) 令和5年度の研修会の実施状況

令和5年度は5月に新型コロナウイルス感染症について感染法上の位置付けが5類に移行したことにより、それ以降、決算法人説明会、年末調整説明会をはじめ、多くの会で積極的に研修会を開催することができた。

実施回数は前年度より6回減少し13,931回であったものの、研修参加者は650,216名と20,057名増加した（「付属資料4」参照）。

開催された研修内容を項目別にみると、「税法・税務（会計含む）」の研修会については、対前年度で実施回数は減少（288回減）したが、参加者数は増加（10,531名増）した。また、「経営・経済・金融」の実施回数（200回増）・参加者数（6,596名増）、「その他」の研修会の実施回数（82回増）・参加者数（2,930名増）はともに増加した。

なお、各研修会における一般市民の参加者数についても、対前年度で5,639名増加した。

県連・単位会における研修会の項目別開催状況

	実 施 回 数 (回)			参 加 人 員 (名)		
	R5 年度	R4 年度	前年度比	R5 年度	R4 年度	前年度比
税法・税務（会計含む）	8,731	9,019	-288	335,662	325,131	10,531
経営・経済・金融	2,913	2,713	200	94,277	87,681	6,596
そ の 他	2,287	2,205	82	220,277	217,347	2,930
合 計	13,931	13,937	-6	650,216	630,159	20,057

各研修会における一般市民の参加状況

	参 加 人 員 (名)		
	R5 年度	R4 年度	前年度比
一般市民の参加	105,675	100,036	5,639

(2) 研修用教材の作成・配付

税法・税務関係の研修会実施は、法人会の研修事業における中核的な取り組みであることから、以下のテキスト等を作成・配付し、各会の研修会を支援した。

そのほか、税に関する市販書籍等を各法人会に斡旋した。

タイトル	作成部数
・令和5年度税制改正のあらまし	650,000 部
・会社の決算・申告の実務	325,000 部
・会社の税金ガイドブック	100,000 部
・会社取引をめぐる税務Q & A	320,000 部
・源泉所得税実務のポイント	320,000 部
・わかりやすい年末調整実務のポイント	400,000 部
・会社役員のための確定申告実務ポイント	310,000 部
・令和6年度税制改正のあらまし - 速報版 -	会員数分を送付

(3) 全法連主催の研修会

①令和6年税制セミナー

開 催 日 令和6年2月14日

実施形態 ハイブリッド方式

参加人員 会場参加 175 名、リモート参加 179 名

内 容

(第1講座)

演題：令和 6 年度税制改正について

講師：財務省大臣官房審議官 小 宮 敦 史 氏

(第 2 講座)

演題：社会保障と税を一体で考える

講師：明治大学公共政策大学院

教授 田 中 秀 明 氏

②第 26 回新任事務局長セミナー

開 催 日 令和 5 年 8 月 24 日

実施形態 ハイブリッド方式

参加人員 会場参加 44 名、WEB 配信視聴 21 名

③第 39 回事務局セミナー

開 催 日 令和 6 年 3 月 4 日

実施形態 ハイブリッド方式

参加人員 会場参加 166 名、WEB 配信視聴 268 名

内 容

演題：「基礎からわかる公益法人の制度運営について」

講師：（公財）公益法人協会 理事・業務部長 竹井 豊 氏

5. 広報活動

(1) 新聞広告

「税制改正に関する提言」の周知及び「税を考える週間」の PR を目的とした新聞広告の版下（2 種）を作成し、各県連へ提供した。この版下等を使用した地方紙への広告掲載については、東法連を除く全県連で行われた。

※東法連は、近隣 6 県連と合同で首都圏の JR 主要路線で車内広告（ポスター掲出、トレインチャンネル（電車内に設置された液晶ディスプレイを用いた電子広告））を実施した。

(2) ポスター・チラシの提供

令和 4 年度に作成した「子ども社長とけんた」をアイキャッチとしたポスター・チラシを継続使用することとし、17 県連、335 単位会に提供した（「附属資料 5」「附属資料 6」参照）。A4 サイズの F A X 返信用チラシについては、統合プラットフォームで各会にデータ提供した（「附属資料 6」参照）。

(3) ラジオ CM の提供

ポスターの内容と連動したラジオ CM 音源を、WEB 広告等の素材として活用できる

ように統合プラットフォームで各会にデータを提供した。

(4) 動画

ポスターの内容と連動した 15 秒動画（3 種類）を全法連ホームページに掲載するとともに、WEB広告等の素材として活用できるように、統合プラットフォームで各会にデータ提供した。

(5) WEB 広告

「税を考える週間」の 11 月と「確定申告」の 2 月にそれぞれ 1 か月間のWEB 広告（テレビ連動型WEB 広告・facebook・Youtube）を実施した。

(6) 情報誌「ほうじん」

A4 判カラー20 ページ建てで、税や経営を中心に誌面構成し、季刊（4 月、7 月、11 月、1 月）で各約 71 万部を発行し、各会に注文部数を通年で提供した。また、全法連ホームページ上に法人会リレーニュースを掲載して各会の活動内容を紹介するとともに、一部を「ほうじん」にも転載してPRに努めた。

(7) 「けんた」ノベルティグッズ

法人会オリジナルキャラクター「けんた」を引き続き使用するとともに、ノベルティグッズ 13 種類を作成し、注文のあった 19 県連 400 単位会に対し、合計約 111 万個（クリアファイル 29 万枚、ペン・鉛筆類 38 万本、その他 44 万個）を有償で斡旋した。

(8) 会報誌用の記事提供

県連・単位会における会報誌作成を支援するため、会報誌掲載用の記事を年間 74 本提供し、多くの会で活用された（令和 5 年度に新規採用したライターは 1 名）。

(9) 会報デジタルブック

令和 3 年度から会報誌のデジタル化による閲覧システム（会報デジタルブック）を全法連ホームページに導入しており、314 会の会報誌の閲覧を可能とした。各会の事業や様々な取組情報をキーワード検索できるようになっており、会報誌や独自ノベルティ作成、新たな取り組みの検討の一助として活用された。

(10) 法人会アンケート調査システム

令和 6 年 3 月末現在のアンケート送信が可能な登録者数は、青年部会が取り組む「財政健全化のための健康経営プロジェクト」と連動させていることにより、前年同期

比で 1,262 名増の 13,594 名となった。また、会員への登録を促すため、新規登録等のフロー及び入力画面を見直し、登録時のストレス軽減を図った。

さらに、回答率アップを目指して、送信対象者の関心を高める観点から、結果をフィードバックする際に市場動向等と関連付けた専門家のコメントを付与した。

6. 組織の拡充・強化

(1) 令和5年12月末現在の会員数

令和 5 年 12 月末現在の会員数は、法人会員 710,330 社、正会員以外の個人会員は 24,562 名であった（「附属資料 7」参照）。

5 年度は新型コロナウイルス感染症がほぼ収束し、経済活動等も平時に戻りつつある中、新規加入はコロナ禍前の水準には及ばなかったが、退会者が減少したことから、1 年前との比較では、7,760 社の減少（令和 4 年は前年比 8,373 社減少）となった。

<令和5年12月末現在の会員数等>

○法人会員数：	710,330社	（前年同期：	718,090社	▲7,760社）
○個人会員数：	24,562名	（前年同期：	23,720名	842名）
○所管法人数：	2,245,947社	（前年同期：	2,211,109社	34,838社）
○法人加入率：	31.6%	（前年同期：	32.5%	▲0.9%

(2) 会員数が純増した県連・単位会

令和 5 年度は、102 単位会において会員数が純増した。また、県連では、鹿児島県連（996 社）、大分県連（63 社）、佐賀県連（20 社）が純増を達成した。

(3) 会員増強報奨金施策

報奨金施策（令和 4 年度中に入会し 5 年度に会費の入金が確認できた法人会員数に応じて 1 社あたり 2,000 円の報奨金を単位会に支給）の該当数は、14,726 社であった。

(4) 役員一人一社以上獲得の推進策

「役員一人一社以上獲得」を推進するため、役員の勧奨により入会した割合を基準とした表彰を引き続き実施した。

なお、全国の役員数19,839名に対し、役員勧奨による入会数は4,986社であり、役員勧奨による入会率は25.1%であった（令和4年度実績）。

(5) 新規入会数県連目標の設定

新規入会数の増加に向けた県連目標（令和5年度20,000社）を設定し、目標を達成した県連に対しては報奨金（50万円）を支給することとした（令和4年度実績15,969社、目標達成9県連）。

(6) 県外転出情報の提供

退会防止策として、法人会員が県外に転出した場合の転出情報を共有し、転入先の法人会において会員化するための施策を実施し、令和5年度は51件の情報が寄せられ、14件の会員化につながった。

(7) 加入勧奨用リーフレット「法人会のご案内」の作成・配付

加入勧奨用リーフレット「法人会のご案内」を作成し、424会（県連含む）から約38万部の注文があった。

(8) 新設法人データの提供

東京商工リサーチの新設法人データについては、35県連から申し込みがあり、1年間の提供件数は114,628件であった。

7. 福利厚生事業

(1) 各種制度の導入・改定・推進策

令和5年6月 医療保険「Mタイプ」を改定し「一時金型Mタイプ」を販売

令和5年8月 がん保険制度に「重大疾病一時金特約」を追加

令和5年9月 医療保険制度「EVER Prime」を改定し「EVERシンプル」を販売

令和5年12月 経営者大型総合保障制度に「優良体特約」を導入

(2) 主要制度の加入状況

①企業のための制度

イ. 経営者大型総合保障制度（昭和46年6月導入）（数値は保有ベース）

	令和6年3月末	令和5年3月末	前 年 比
加入法人数	134,409社	136,032社	▲1,623社
加 入 率	18.7%	18.7%	0.0%
加 入 件 数	444,030件	442,660件	1,370件

ロ. ビジネスガード（昭和59年5月導入）（数値は請求ベース）

	令和6年3月末	令和5年3月末	前 年 比
加入法人数	128,547 社	125,913 社	2,634 社
加 入 率	17.9%	17.3%	0.6%

②個人のための制度

イ. がん保険制度（昭和58年4月導入）（数値は入金ベース。以下同）

	令6年3月末	令和5年3月末	前 年 比
加入法人数	102,108社	104,942社	▲2,834社
加 入 率	14.2%	14.5%	▲0.3%
加 入 件 数	312,961件	328,320件	▲15,359件

ロ. 法人会医療保険「EVER」（平成14年7月導入）

	令和6年3月末	令和5年3月末	前 年 比
加入法人数	49,771社	51,242社	▲1,471社
加 入 率	6.9%	7.1%	▲0.2%
加 入 件 数	118,229件	121,785件	▲3,556件

ハ. 「WAYS」「介護保険」「給与サポート保険」等

	令6年3月末	令和5年3月末	前 年 比
加入法人数	20,202社	20,599社	▲397社
加 入 率	2.8%	2.8%	±0.0%
加 入 件 数	30,231件	31,068件	▲837件

③その他の制度

前記以外の各制度の加入件数合計は以下のとおりである。

	令和6年3月末	令和5年3月末	前 年 比
加 入 件 数	38,159件	39,936件	▲1,777件

(3) 法人会事務局役職員見舞金制度

①災害総合保障特約付総合福祉団体定期保険からの給付金

死亡保険金（病気） 1 件 1,000,000 円

②事務局役職員見舞金基金からの給付金

病気見舞金 11 件 800,000 円

死亡加算金 1 件 1,000,000 円

8. 青年部会連絡協議会の活動

(1) 租税教育活動への取り組み

①租税教育活動表彰

「法人会全国青年の集い（山形大会）」では、各局連から推薦のあった以下の青年部会による租税教育活動プレゼンテーションを実施し、役員、部会長による投票を行った。大会式典においては、最優秀賞会を発表の上、受賞した佐世保法人会青年部会が活動事例発表を行った。

<最優秀賞>

局連	単位会（県連）	タイトル
福岡	佐世保（長崎）	租税教室（大学生との共催）

<優 秀 賞>

東京	木更津（千葉）	租税教室
熊本	都城（宮崎）	SNS 租税教室～子供たちの未来のために今出来ること～

<奨 励 賞>

東京	麻布（東京）	租税教室 進化物語～全国青年部の力を借りて～
関東信越	前橋（群馬）	租税教室
札幌	札幌西（北海道）	地元愛を育む「どさんこ租税教室」の開催
仙台	弘前（青森）	地域密着弘前版租税教室～楽しく学ぼう税金クイズ～
名古屋	多治見（岐阜）	高校生向け租税教室～海外と比較してわかる税金の使われ方 誰が使い方を決めているの？～
金沢	坂井（福井）	租税教室
広島	尾道（広島）	財政の視点を取り入れた租税教室の実施
高松	伊予西条（愛媛）	講師、先生、子ども達と一緒に学ぶ租税教室

※優秀賞・奨励賞は発表順に掲載

②租税教育活動の全国一斉行動

青年部会が主体となって租税教育活動を全国的に展開する「租税教育全国行動 ～今、子供たちに何を伝えられるか～」を行った。本年度は、可能な限りの単位会での実施と青年部会主体による活動の促進を目標に掲げたところ、青年部会の事業年度末（令和6年6月）までに439会で実施する見込みとなった。

(2) 部会員増強運動の推進

青年部会のさらなる発展と法人会活動の充実のため、全国の部会員の協力により10%純増を目標に部会員増強運動を引き続き実施したが、結果は28,597名（前年比810名減）となった。3年連続純増など顕著な成果を収めた青年部会に対しては、「法人会全国青年の集い（山形大会）」で表彰を行った。

	4 年度(令和 5 年 6 月末)	3 年度(令和 4 年 6 月末)	前年度比
部会員数	28,597 名	29,407 名	▲810 名

(3) 財政健全化のための健康経営プロジェクト

①健康経営大賞

「法人会全国青年の集い（山形大会）」では、「健康経営大賞 2023in 山形」として、各地からエントリーのあった以下の青年部会並びに企業による事例発表を実施し、委員、部会長による投票を行った。大会式典においては、最優秀賞を受賞した青年部会並びに企業を発表の上、活動事例発表を行った。

〔青年部会部門〕

<最優秀賞>

県連	単位会	タイトル
沖縄	北那覇	「人・地域・心を結ぶ健康経営！」

<優 秀 賞>

東京	渋谷	小さな“きれい”から広がる健康経営
愛知	半田	「オリンピックアスリートから学ぶ 食と最高のパフォーマンス」
静岡	清水	「世界遺産保全活動で誰でも参加できる健康経営」
宮崎	宮崎県北	「あるくつながる健康経営」

〔企業部門〕

<最優秀賞>

県連	単位会	企業名	タイトル
岡山	岡山西	ネッツトヨタ山陽株式会社	ずっと続ける「健康経営」

<優 秀 賞>

長野	長野	新設工業株式会社	「公私ともに明るく充実した人生を送れる働き方改革」
島根	松江	足立石材株式会社	石材業の輝きを守るための心と体の調和 ～会社一丸となって”働く”を共創する重要性～
島根	益田	高橋建設株式会社	「10代～80代がイキイキ働ける会社！ ～健康経営で豊かなまちづくりを～」
沖縄	北那覇	株式会社 東設計工房	「食べて、歩いて、笑顔！社員の健康応援プロジェクト」

※青年部会部門、企業部門とも優秀賞は発表順に掲載

②法人会版健康経営宣言書の提出

令和 2 年 2 月より、各地の青年部会と企業から「法人会版健康経営宣言書」の提出協力を求めており、企業用宣言書については、当面の提出件数目標として取組んだ 1 万件を 5 年 4 月に達成。6 年 3 月末には青年部会全 440 単位会、11,769 企業からの

提出となった。

(4) 法人会全国青年の集い

「第 37 回法人会全国青年の集い（山形大会）」を次のとおり開催した。

開催日 令和 5 年 11 月 9 日・10 日

場 所 山形県山形市 やまぎん県民ホール、やまぎん県民ホールイベント広
場、ホテルメトロポリタン山形

来 賓 国税庁課税部長など 18 名

法人会参加者数 2,024 名

テ ー マ 「為せば成る！～感謝と恩返しの想いを胸に～」

内 容 ① 租税教育活動プレゼンテーション、健康経営大賞

② 部会長サミット

③ 会員交流分科会

④ 記念講演

演題：「自らがリスクを取って挑戦する。だからこそ価値がある。」

講師：山中大介 氏

⑤ 大会式典

⑥ 大懇親会

9. 女性部会連絡協議会の活動

(1) 法人会全国女性フォーラム

「第 17 回法人会全国女性フォーラム（愛媛大会）」は、昨年に引き続き、記念講演から懇親会まで参加者全員を着席方式にするなど各種感染症対策を講じた上で、4 月 13 日にアイテムえひめにて開催した。

(2) 税に関する絵はがきコンクール

女性部会の租税教育活動における基幹事業の 1 つとして「全会実施を目指して積極的に取り組む」と決議し、引き続き積極的に展開を図っている。令和 5 年度は新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが 5 類に移行されたが、地域によって状況が異なることもあるため、無理のない範囲で小学校への実施依頼方法や作品回収方法に工夫を凝らした結果、実施会は全 440 会、応募学校数は 7,478 校（前年度比 11 校減）、応募作品数は、247,559 点（前年度比 7,732 点減）となった。

なお、10局連（東京局は2点）及び沖縄事務所が選定した優秀作品12点に対し、全法連女連協会長賞を授与した。

＜税に関する絵はがきコンクールの実施会＞

令和5年度	440 単位会（実施率 100.0%）
令和4年度	440 単位会（実施率 100.0%）
令和3年度	438 単位会（実施率 99.5%）
令和2年度	391 単位会（実施率 88.9%）
令和元年度	439 単位会（実施率 99.8%）

(3) いちごプロジェクト

節電啓発活動「いちごプロジェクト」は、平成27年度よりその実施判断を各会に委ね、地域の実情に応じて取り組んでいる。全法連では、会報用版下「家庭版（夏・冬）」に加え、5年度は新たに「オフィス版」を作成し、各会に提供した。併せて、うちわを作成（8万本を各会に配付）するなどの支援を行った。

(4) 食品ロス削減取り組み

「食品ロス」削減の取り組みの活動は周知・広報を中心に、会報用版下や周知用クリップタイプマグネットを作成したほか、全法連ホームページ内に「食品ロス」に関するページを新設して、各会の取り組み事例を紹介するなどした。また、小冊子「知ろう！考えよう！食品ロスのはなし」（企画・制作：（株）清文社、協力：全法連）を各会に斡旋した。

10. 統合プラットフォームの推進

平成24年度末から提供している統合プラットフォーム（会員管理機能等）については、利用会からの問い合わせに対応するとともに、要請を受け、県連単位での研修会を行った。なお、県連・単位会向けホームページ簡易制作ツール（CMSテンプレート）の利用会は216会（前年度比2会増）となった。

11. 理事会等の開催状況

(1) 理事会

〔第45回理事会〕

開催日 令和5年5月26日

場 所 全法連会館

出席者数 42名

第1号議案 令和4年度事業報告について

第2号議案 令和4年度収支決算について

第3号議案 改選に伴う理事・監事・評議員候補者について

第4号議案 全法連役員等に対する功労者表彰について

第5号議案 役員等賠償責任保険契約について

- 〈報告事項〉 1. 法人会活性化推進プロジェクト」の中間報告について
2. 今後の主な行事

〔第46回理事会〕

開催日 令和5年6月19日

場 所 帝国ホテル

出席者数 55名

第1号議案 正副会長・専務理事・常任理事の選定について

第2号議案 各委員会委員長等の選定について

- 〈報告事項〉 1. 今後の主な行事について
2. その他

〔第47回理事会〕

開催日 令和5年9月19日

場 所 全法連会館

出席者数 59名

第1号議案 令和6年度税制改正に関する提言について

第2号議案 法人会活性化推進プロジェクトの提言の報告及び健康経営に関する特別委員会の設置について

第3号議案 令和6年度の資金配賦方針について

第4号議案 第21回評議員会の開催について

第5号議案 今後の全法連主催の大会開催地について

第6号議案 税制顧問の委嘱について

第7号議案 県連・単位会職員への物価高対応給付金（仮称）の支給について

- 〈報告事項〉 1. 会員増強施策について
2. 福利厚生制度について
3. 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告
4. 令和4年度分の助成金報告について
5. インボイス制度導入に伴う法人会の対応について
6. その他

〔第48回理事会〕

開催日 令和6年3月19日

場 所 全法連会館

出席者数 53名

第1号議案 令和6年度事業計画（案）について

第2号議案 令和6年度収支予算（案）について

第3号議案 第22回評議員会（定時評議員会）の開催について

第4号議案 全法連諸規程の改定等について

- 〈報告事項〉
1. 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告
 2. 令和5年12月末現在の会員数について
 3. 令和6年度税制改正に関する提言活動について
 4. 健康経営推進 特別委員会の発足について
 5. 能登半島地震 被災法人会支援の義援金募集について
 6. 物価高対応給付金の支給について
 7. 単位会の訪問指導について
 8. その他

(2) 監事監査

開催日 令和5年5月19日

場所 全法連会館

出席者 全法連監事3名及び外部監査法人

第1号議案 令和4年度事業報告に関する監査

第2号議案 令和4年度計算書類に関する監査

第3号議案 理事の職務執行に関する監査

(3) 評議員会

〔第20回（定時評議員会）〕

開催日 令和5年6月19日

場所 帝国ホテル

出席者数 12名

〈承認事項〉

第1号議案 令和4年度収支決算の承認について

第2号議案 改選に伴う令和5～6年度の理事・監事及び令和5～8年度の
評議員の選任について

〈報告事項〉

1. 令和4年度事業報告
2. 令和5年度事業計画及び収支予算
3. その他
 - (1) 役員等賠償責任保険契約について
 - (2) 今後の主な行事予定
 - (3) その他

〔第 21 回（臨時評議員会）〕

開 催 日 令和5年12月18日

場 所 全法連会館

出席者数 13 名

- 議題 1. 令和 5 年度上期の事業状況について
- 議題 2. 令和 5 年度上期の収支状況について
- 議題 3. 評議員の選任基準、評議員会の決議事項等について
- 議題 4. その他

12. 委員会等の開催状況

(1) 総合企画委員会

イ. 総合企画委員会

〔第 1 回〕 令和 5 年 5 月 22 日 全法連会館

- ① 令和 4 年度事業報告について
- ② 令和 4 年度収支決算について
- ③ 改選に伴う理事・監事・評議員候補者について
- ④ 全法連役員等に対する功労者表彰について
- ⑤ 役員等賠償責任保険契約について

報告事項その他

- 1. 「法人会活性化推進プロジェクト」の中間報告について
- 2. その他

〔第 2 回〕 令和 5 年 9 月 12 日 全法連会館

- ① 法人会活性化推進プロジェクトの報告及び健康経営に関する特別委員会の設置について
- ② 第 47 回理事会への提出議題について
 - 1. 令和 6 年度税制改正に関する提言について
 - 2. 令和 6 年度資金配賦方針について
 - 3. 第 21 回評議員会の開催について
 - 4. 今後の全法連主催の大会開催地について
 - 5. その他
 - (1) 税制顧問の委嘱について
 - (2) 県連・単位会職員への物価高対応給付金（仮称）の支給について
- 6. 報告事項
 - (1) 会員増強施策について
 - (2) 福利厚生制度について

- (3) 令和4年度分の助成金報告について
- (4) インボイス制度導入に伴う法人会の対応について

③ その他

- 1. 単位会の訪問指導について
- 2. その他

〔第3回〕 令和6年3月11日 全法連会館

① 第48回理事会提出案件について

- 1. 令和6年度事業計画（案）について
- 2. 令和6年度収支予算（案）について
- 3. 第22回評議員会（定時評議員会）の開催について
- 4. 全法連諸規程の改定等について
- 5. 報告事項

② その他

- 1. 次回開催日

ロ. 法人会活性化推進プロジェクト

〔第5回〕 令和5年4月10日 全法連会館

- ① 総合企画委員会への中間報告について
- ② 会員活性化（退会防止）について
- ③ 今後のスケジュールについて
- ④ その他

〔第6回〕 令和5年7月6日 全法連会館

- ① 総合企画委員会への中間報告結果
- ② 提言書（最終報告書）作成について
- ③ その他

〔第7回〕 令和5年8月7日 全法連会館

- ① 提言書（最終報告書）作成について
- ② その他

(2) 総務委員会

〔第1回〕 令和5年7月26日 全法連会館

- ① 委員会人事について
- ② 令和5年度の総務関係事業について
- ③ 法人会事務局の強化について
- ④ 単位会職員への物価高対応給付金（仮称）の支給について
- ⑤ 全法連主催の大会について
- ⑥ その他

〔第2回〕 令和6年3月6日 全法連会館

- ① 令和5年度総務関連の活動状況について
- ② 令和6年度事業計画(案)について
- ③ 全法連規程の新設について
- ④ 法人会事務局の強化について
- ⑤ その他
 1. 能登半島地震 被災法人会支援の義援金募集について
 2. 物価高対応給付金の支給について
 3. ハラスメント相談窓口について
 4. 令和5年12月末現在の会員数について
 5. 令和6年度税制改正に関する提言活動について
 6. 単位会の訪問指導について
 7. 次回開催日

(3) 財務委員会

〔第1回〕 令和5年9月8日 全法連会館

- ① 委員会人事について
- ② 全法連予算の概要と助成金制度の仕組み
- ③ 令和4年度分の助成金報告について
- ④ 令和6年度の資金配賦方針について
- ⑤ その他

〔第2回〕 令和5年12月13日 全法連会館

- ① 令和6年度助成金等資金配賦について
- ② 小規模単位会支援の対象会について
- ③ 令和6年度資金配賦額の算定について
- ④ 助成金Aの申請・報告手続き、実地調査について
- ⑤ 報告事項

〔第3回〕 令和6年3月15日 全法連会館

- ① 令和6年度事業計画(案)について
- ② 令和6年度助成金等について
- ③ 令和6年度収支予算(案)について
- ④ 報告事項等

(4) 税制委員会

イ. 全体委員会

〔第1回〕 令和5年7月19日 全法連会館

- ① 委員会人事について
- ② 「令和6年度税制改正に関する提言」の基本スタンスについて
- ③ 起草検討会の設置について
- ④ その他

〔第2回〕 令和5年9月5日 全法連会館

- ① 令和6年度税制改正に関する提言（案）について
- ② 本年度の提言活動について
- ③ その他

〔第3回〕 令和6年2月15日 全法連会館

- ① 令和5年度における税制に関する活動総括
- ② 令和6年度事業計画
- ③ 令和7年度税制改正に関する提言の策定
- ④ 提言策定に向けた取り組み
- ⑤ その他

ロ. 常任委員会

〔第1回〕 令和5年4月18日 全法連会館

〔第2回〕 令和5年5月18日 //

〔第3回〕 令和5年6月6日 //

〔第4回〕 令和5年6月28日 //

〔第5回〕 令和5年7月4日 //

上記5回は令和6年度税制改正に関する提言

〔第6回〕 令和6年1月15日 全法連会館

臨時開催（勉強会）

〔第7回〕 令和6年2月15日 //

令和7年度税制改正に関する提言

ハ. 起草検討会 令和5年8月21日 全法連会館

令和6年度税制改正に関する提言

(5) 広報委員会

〔第1回〕 令和5年7月21日 全法連会館

- ① 委員会人事について
- ② アンケート調査システム 令和4年度推進策に基づく支援金について
- ③ 令和5年度の広報関連事業の取り組みについて
- ④ その他

〔第2回〕 令和6年2月16日 全法連会館

- ① 令和5年度の広報関連の事業報告
- ② 令和6年度の事業計画(案)について
- ③ 令和6年度の具体的な取り組み(案)について
- ④ その他

(6) 事業研修委員会

〔第1回〕 令和5年7月18日 全法連会館

- ① 委員会人事について
- ② 令和4年度研修参加人員等について
- ③ 令和5年度の事業研修関連事業の取り組みについて
- ④ 年末調整説明会について
- ⑤ 税務コンプライアンス向上施策について
- ⑥ 会員企業の活性化、会員企業の企業価値向上に資する事業について
- ⑦ その他

〔第2回〕 令和6年2月5日 全法連会館

- ① 令和5年度の事業研修に関する活動報告
- ② 令和6年度の事業計画について
- ③ 税務コンプライアンス向上施策について
- ④ 研修参加率向上に資する施策について
- ⑤ 会員企業の活性化、会員企業の企業価値の向上に資する事業について
- ⑥ その他

(7) 組織委員会

〔第1回〕 令和5年8月4日 全法連会館

- ① 委員会人事について
- ② 会員数について
- ③ 会員増強施策等について
- ④ 退会防止策について
- ⑤ 会員増強等に関する事例紹介について
- ⑥ その他

〔第2回〕 令和6年2月21日 全法連会館

- ① 令和5年度の会員数結果について
- ② 令和6年度の活動方針について
- ③ 退会防止策について
- ④ その他

(8) 厚生委員会

イ. 全体委員会

〔第1回〕 令和5年8月1日 明治記念館

- ① 委員会人事について
- ② 令和4年度の推進結果と令和5年度の推進策について（3社含む）
- ③ 商品改定等について
- ④ その他

〔第2回〕 令和6年2月9日 全法連会館

- ① 令和5年度の進捗状況について
- ② 令和6年度事業計画等について
- ③ 商品改定について
- ④ 協力3社の令和5年度進捗状況と令和6年度推進計画
- ⑤ その他

ロ. 常任委員会

〔第1回〕 令和5年12月1日 全法連会館

- ① 令和5年度推進状況について
- ② 令和6年度推進状況等について
- ③ 協力3社の推進状況等について
- ④ その他

(9) 青年部会連絡協議会

イ. 連絡協議会

〔定時連絡協議会〕 令和5年6月2日 ハイアットリージェンシー東京

- ① 令和5年度事業計画
- ② 財政健全化のための健康経営プロジェクト
- ③ 租税教育活動
- ④ 部会員増強運動
- ⑤ 第37回「法人会全国青年の集い」山形大会
- ⑥ 第38回「法人会全国青年の集い」福井大会
- ⑦ 法人会アンケート調査システム
- ⑧ 局連別部会長サミットの開催について
- ⑨ 経営者大型総合保障制度（Jタイプ等）の推進
- ⑩ 役員の選任

〔第2回連絡協議会〕 令和5年11月9日 ホテルメトロポリタン山形

- ① 第37回「法人会全国青年の集い」山形大会
- ② 「令和5年度運営要領」の見直し

- ③ 財政健全化のための健康経営プロジェクト
- ④ 租税教育活動
- ⑤ 部会員増強運動
- ⑥ 第38回「法人会全国青年の集い」福井大会
- ⑦ 第39回「法人会全国青年の集い」山梨大会
- ⑧ 経営者大型総合保障制度（Jタイプ等）の推進
- ⑨ 法人会アンケート調査システム
- ⑩ その他

ロ. 役員会

〔第1回〕 令和5年4月5日 ホテルメトロポリタン山形

- ① 令和5年度 事業計画
- ② 財政健全化のための健康経営プロジェクト
- ③ 租税教育活動
- ④ 部会員増強運動
- ⑤ 第37回「法人会全国青年の集い」山形大会
- ⑥ 第38回「法人会全国青年の集い」福井大会
- ⑦ 経営者大型総合保障制度（Jタイプ等）の推進
- ⑧ 法人会アンケート調査システム
- ⑨ 第2回役員会及び定時連絡協議会
- ⑩ その他

〔第2回〕 令和5年6月2日 ハイアットリージェンシー東京

- ① 定時連絡協議会
- ② 第37回「法人会全国青年の集い」山形大会
- ③ 第38回「法人会全国青年の集い」福井大会

〔第3回〕 令和5年9月11日 全法連会館

- ① 「令和5年度運営要領」の見直し
- ② 財政健全化のための健康経営プロジェクト
- ③ 租税教育活動
- ④ 部会員増強運動（令和4年度結果）
- ⑤ 第37回「法人会全国青年の集い」山形大会
- ⑥ 第38回「法人会全国青年の集い」福井大会
- ⑦ 第39回「法人会全国青年の集い」山梨大会
- ⑧ 経営者大型総合保障制度（Jタイプ等）の推進
- ⑨ 法人会アンケート調査システム
- ⑩ その他

※終了後、プロジェクト委員会合同会議開催

〔第4回〕 令和5年10月13日 全法連会館

- ① 第37回「法人会全国青年の集い」山形大会
- ② 第38回「法人会全国青年の集い」福井大会
- ③ その他

〔第5回（臨時）〕 令和5年12月11日 全法連会館

- ① 令和5年度租税教育活動プレゼンテーション「評価項目・基準」の見直し
- ② その他

※終了後、プロジェクト委員会合同会議開催

〔第6回〕 令和6年2月2日 うるま市健康福祉センター「うるみん」

- ① 令和5年度活動状況
- ② 令和6年度事業計画、運営要領等
- ③ 第37回「法人会全国青年の集い」山形大会
- ④ 第38回「法人会全国青年の集い」福井大会
- ⑤ 第39回「法人会全国青年の集い」山梨大会
- ⑥ プロジェクト委員会
- ⑦ 経営者大型総合保障制度（Jタイプ等）の推進状況
- ⑧ 法人会アンケート調査システム
- ⑨ その他

※終了後、プロジェクト委員会合同会議開催

(10) 女性部会連絡協議会

イ. 連絡協議会

〔定時連絡協議会〕 令和5年6月8日 ハイアットリージェンシー東京

- ① 令和4年度事業報告について
- ② 令和5年度事業計画について
- ③ 「法人会全国女性フォーラム」について
- ④ 税に関する絵はがきコンクールについて
- ⑤ いちごプロジェクトについて
- ⑥ 食品ロスについて
- ⑦ 改選に伴う令和5年・6年度の役員候補者について
- ⑧ 全法連委員会への委員推薦について
- ⑨ その他

ロ. 役員会

〔第1回〕 令和5年6月8日 ハイアットリージェンシー東京

- ① 女連協定時連絡協議会について

〔第2回〕 令和5年11月28日 全法連会館

- ① 「法人会全国女性フォーラム」について
- ② 「税に関する絵はがきコンクール」について
- ③ 「食品ロス」削減の取り組みについて
- ④ その他

〔第3回〕 令和6年3月27日 全法連会館

- ① 令和5年度女性部会に関する活動報告
- ② 令和6年度女性部会事業計画
- ③ 「法人会全国女性フォーラム」について
- ④ 「税に関する絵はがきコンクール」について
- ⑤ 「食品ロス」について
- ⑥ その他

(11) 全国県連専務理事等会議

〔第1回〕 令和5年4月7日 全法連会館

- ① 単位会支援のための県連機能強化助成金について
- ② 法人会活性化推進プロジェクトの途中経過について
- ③ 単位会の訪問指導について
- ④ 全法連主催の大会について
- ⑤ 令和5年度助成金配賦額について
- ⑥ 助成金の実地調査について
- ⑦ 令和4年度分助成金Aの取扱いについて
- ⑧ 令和5年度の会員増強施策等について
- ⑨ インボイス制度等について
- ⑩ 税務コンプライアンス向上施策について
- ⑪ 研修参加率向上表彰の見直しについて
- ⑫ 女性部会の新たな事業（食品ロス）について
- ⑬ 絵はがきコンクールについて
- ⑭ 会員向け支援事業（貸倒保証制度）について
- ⑮ 令和5年度の広報制作物の方向性について
- ⑯ 法人会版健康経営宣言書の提出促進について
- ⑰ 主要福利厚生制度の加入状況について
- ⑱ 特別奨励策等の継続について
- ⑲ 推進員・代理店に対する奨励施策について
- ⑳ 福利厚生制度推進協力各社の推進策等について
- ㉑ 全法連CMSサイトにおける「https」対応について
- ㉒ 全法連HP「新型コロナウイルスに関する対策リンク集」について

②③ 今後の主な行事

②④ その他

〔第2回〕 令和5年8月23日 全法連会館

- ① 税制改正に関する提言について
- ② 電子取引データ保存制度について
- ③ 令和5年6月末現在の会員数について
- ④ 会員増強施策等について
- ⑤ 令和4年度研修参加人員等について
- ⑥ 税務コンプライアンス向上施策について
- ⑦ 会員企業の活性化、会員企業の企業価値向上に資する事業について
- ⑧ 各種広報媒体の活用について
- ⑨ アンケート調査システムについて
- ⑩ 青年部会活動について
- ⑪ 女性部会の「食品ロス」削減の取り組みについて
- ⑫ 単位会支援のための県連機能強化助成金について
- ⑬ 法人会活性化推進プロジェクトと今後の対応について
- ⑭ 県連・単位会職員への物価高対応給付金（仮称）の支給について
- ⑮ インボイス制度導入に伴う法人会の対応について
- ⑯ 全法連主催の大会について
- ⑰ 助成金制度について
- ⑱ 令和4年度推進結果について
- ⑲ 令和5年度推進状況について（4～6月分）
- ⑳ 商品改定等について
- ㉑ 福利厚生制度協力各社の推進状況と推進策について
- ㉒ 中小企業基盤整備機構からの依頼事項について
- ㉓ 次回開催日

〔第3回〕 令和5年12月8日 全法連会館

- ① 税制改正に関する提言活動について
- ② 「税を考える週間」等の広報について
- ③ 愛知県連製作「けんた」アイテムの斡旋について
- ④ アンケート調査システムの改修等について
- ⑤ 税務コンプライアンス向上施策について
- ⑥ 全国青年の集い（山形大会）について
- ⑦ 女性部会の「食品ロス」削減取り組みについて
- ⑧ 単位会支援のための県連機能強化助成金について
- ⑨ 法人会職員向けハラスメント外部相談窓口について

- ⑩ 令和6年度助成金等資金配賦について
- ⑪ 令和5年度の推進状況について
- ⑫ 各社の推進策等について
- ⑬ PCAソフト利用料金の改定について
- ⑭ 総合企画委員会からの提案事項
- ⑮ 令和6年の主な行事予定

13. 納税功労等による叙勲受章者

(敬称略・役職名は受章時のもの)

(1) 令和5年〈春〉の叙勲受章者 9名

納税功労

《旭日双光章》

鈴木 永 治	全法連総務委員、埼玉県連副会長、東松山法人会会長
竹 内 稔	三重県連副会長、四日市法人会副会長
岡 莊一郎	元岡山県連副会長、倉敷法人会会長
出利葉 康 博	元大分県連副会長、元中津法人会会長

各種功労

《瑞宝中綬章》

松 崎 也寸志	元全法連専務理事
---------	----------

《旭日中綬章》

大 塚 岩 男	全法連理事、愛媛県連会長、松山法人会会長
---------	----------------------

《旭日小綬章》

野々村 健 造	全法連理事、島根県連会長、松江法人会会長
竹 下 英	全法連副会長、熊本県連会長、熊本法人会会長

《旭日双光章》

小 池 克 彦	全法連総務委員、神奈川県連副会長、横須賀法人会会長
---------	---------------------------

(2) 令和5年〈秋〉の叙勲受章者 12名

納税功労

《旭日小綬章》

北 村 哲 志	元全法連副会長、元石川県連会長、元金沢法人会会長
---------	--------------------------

《旭日双光章》

齊 藤 政 二	全法連理事、東法連副会長、大森法人会会長
梶 川 修 司	元全法連常任理事、元神奈川県連副会長、元川崎南法人会会長
中 澤 実	元全法連理事、元埼玉県連副会長、元熊谷法人会会長

宇賀太郎	元全法連理事、元北海道連副会長、元室蘭地方法人会会長
上田徹	元全法連税制委員、元宮城県連副会長、元栗原法人会会長
角裕和	元全法連常任理事、元高知県連会長、元高知法人会会長
大迫益男	全法連理事、福岡県連副会長、小倉法人会会長
菅健一	元全法連事業研修委員、元大分県連副会長、元別府法人会会長

各種功労

《旭日中綬章》

中西勝則	元全法連常任理事、元静岡県連会長、元静岡法人会会長
------	---------------------------

《旭日小綬章》

田口幸雄	全法連理事、岩手県連会長、盛岡法人会会長
大森茂	全法連税制委員、岡山県連副会長、岡山西法人会会長

(注) 各種功労については、全法連役員等（退任後２年以内で全法連功労者表彰を受彰されている方等）を掲載

14. 納税功労による財務大臣・国税庁長官表彰受彰者

(敬称略・役職名は受彰時のもの)

(1) 財務大臣表彰 17名

加藤和夫	元全法連理事、元東法連副会長、元青梅法人会会長
石崎明	元全法連副会長、元神奈川県連会長、元平塚法人会会長
高野 孫左エ門	元全法連理事、元山梨県連会長、元甲府法人会会長
青木直樹	元全法連事業研修委員、栃木県連副会長、宇都宮法人会副会長
横田貞一	元全法連税制委員、元群馬県連副会長、元高崎法人会会長
野崎正明	全法連広報委員、新潟県連副会長、三条法人会会長
川島崇則	全法連常任理事、北海道連副会長、旭川中法人会会長
高橋秀樹	元全法連広報委員、元北海道連常任理事、元旭川東法人会会長
相羽由光	全法連事業研修委員、愛知県連理事、昭和法人会筆頭副会長
辻祥治	全法連総務副委員長、静岡県連副会長、浜松西法人会会長
中村源次郎	岐阜県連副会長、岐阜南法人会会長
家高伊知郎	全法連財務副委員長、福井県連副会長、敦賀法人会会長
高橋宏明	広島県連副会長、尾道法人会会長
林田昌吾	元全法連厚生委員、元岡山県連副会長、元新見法人会会長
森澤正博	元全法連財務委員、高知県連副会長、伊野法人会会長
馬渡洋三	元佐賀県連副会長、元武雄法人会会長
森山正道	鹿児島県連副会長、鹿屋肝属法人会会長

(2) 国税庁長官表彰 29 名

佐 藤 一 也	全法連理事、東法連副会長、上野法人会会長
廣 瀬 隆 博	元東法連理事、元品川法人会会長
伴 良 二	全法連監事、東法連理事、蒲田法人会会長
岩 田 利 夫	東法連理事、日野法人会会長
香 取 信 治	元千葉県連理事、元佐原法人会会長
小谷野 堅太郎	埼玉県連副会長、浦和法人会副会長
川 合 良 平	全法連税制委員、埼玉県連副会長、朝霞法人会会長
岩 崎 晴 男	元茨城県連副会長、元下館法人会会長
齋 藤 一 雄	全法連常任理事、群馬県連会長、前橋法人会会長
今 井 栄 一	新潟県連副会長、村上法人会会長
中 路 幹 雄	全法連税制委員、北海道連副会長、岩見沢地方法人会会長
石 坂 律 子	北海道連女連協理事、室蘭地方法人会女性部会部会長
宮 澤 一 郎	元全法連財務委員、元岩手県連副会長、元花北法人会会長
菅 陽 悦	全法連事業研修委員、岩手県連副会長、二戸法人会会長
大 場 利 秋	山形県連副会長、新庄法人会会長
村 瀬 幸 雄	全法連常任理事、岐阜県連会長、岐阜北法人会会長
河 口 一	岐阜県連理事、多治見法人会副会長
洲 岬 孝 雄	岐阜県連副会長、飛騨法人会会長
鶴 山 庄 市	全法連副会長、石川県連会長、金沢法人会会長
吉 岡 正 盛	全法連理事、福井県連会長、福井法人会会長
橋 本 明 典	元全法連総務委員、元岡山県連副会長、元西大寺法人会会長
新 藤 祐 一	鳥取県連副会長、倉吉法人会会長
伊 藤 隆	元島根県連副会長、元雲南法人会会長
高 橋 英 一	島根県連副会長、出雲法人会会長
宮 脇 範 次	全法連副会長、香川県連会長、高松法人会会長
印 正 哉	福岡県連副会長、博多法人会会長
陣 内 芳 博	全法連理事、佐賀県連会長、佐賀法人会会長
山 村 唯 夫	熊本県連副会長、阿蘇法人会会長
福 田 光 一	元全法連理事、元鹿児島県連会長、元鹿児島法人会会長

15. 全法連表彰

(1) 県連・単位会に対する表彰

- ① 会員増強表彰 9県連・104単位会
- ② 研修参加率向上表彰 2県連・35単位会

③福利厚生制度推進表彰 28県連・86単位会

(2) 全法連役員等の功労者表彰受表彰者

(敬称略)

①功労者表彰規程第2条1項に基づく受表彰者 61名

〔副会長〕	飯野光彦(東法連)
	石崎明(神奈川県連)
〔理事〕	松崎宗仁(東法連)
	中澤実(埼玉県連)
	大迫益男(福岡県連)
〔評議員〕	竹ノ上藏造(東法連)
	櫻井芳樹(群馬県連)
	佐藤仁一郎(宮城県連)
	田島淳次(徳島県連)
	有村誠(宮崎県連)
	普久原朝泰(沖縄県連)
	青山慶二
	羽野島裕二
〔総務委員〕	上原勇七(山梨県連)
	鈴木永治(埼玉県連)
	夏目潔(長野県連)
	西尾新(三重県連)
	橋本明典(岡山県連)
	内田寛(島根県連)
	古賀久志(佐賀県連)
	赤松健一郎(大分県連)
	堂前栄二(鹿児島県連)
	濁沼英一(北海道連)
〔財務委員〕	丸山晶子(東法連)
〔税制委員〕	皆川義雄(新潟県連)
	武田亨(秋田県連)
	前嶋隆文(静岡県連)
	平田寛明(福井県連)
	山崎一寛(高知県連)
	古賀直(佐賀県連)
	有銘寛之(沖縄県連)

〔広 報 委 員〕	百 瀬 衛貴男（長野県連）
	佐 藤 剛（岩手県連）
	吉 田 昌 以（愛知県連）
	朝 倉 一 郎（香川県連）
	藤 原 武 志（徳島県連）
	松 田 高 明（高知県連）
〔事業研修委員〕	細 田 眞（東法連）
	只 野 裕 一（福島県連）
	吉 田 和 枝（秋田県連）
	横 町 芳 隆（青森県連）
	土 屋 龍太郎（静岡県連）
〔組 織 委 員〕	井 上 峰 夫（千葉県連）
	鈴 木 成 一（北海道連）
	平 川 順 一（秋田県連）
	峯 田 季 志（山形県連）
	神 谷 悟（岐阜県連）
	市 山 勉（石川県連）
	古 賀 健 治（佐賀県連）
	梅 村 良 輔（長崎県連）
	杉 原 正 晴（大分県連）
	岸 本 良 三（山梨県連）
	小 川 均（埼玉県連）
〔厚 生 委 員〕	藤 村 吉 隆（岩手県連）
	村 上 信 也（静岡県連）
	林 きみ代（群馬県連）
〔女 連 協〕	高 橋 尚 子（新潟県連）
	大 内 睦 子（秋田県連）
	石 井 智 子（広島県連）
	渡 部 京 子（愛媛県連）
	増 田 洋 子（宮崎県連）

②功労者表彰規程第2条2項に基づく受彰者 17名

〔副 会 長〕	北 村 哲 志（石川県連）
	竹 島 和 幸（福岡県連）
〔常 任 理 事〕	梶 川 修 司（神奈川県連）
	寺 門 一 義（茨城県連）
	中 西 勝 則（静岡県連）

〔理事〕	宮崎由至	（三重県連）
	金山宏	（東法連）
	南山幸弘	（東法連）
	加藤和夫	（東法連）
	村野康司	（東法連）
	永塚重松	（新潟県連）
	村江清志	（鳥取県連）
	大久保健二	（香川県連）
	角裕和	（高知県連）
	山下和貴	（熊本県連）
	佐藤知樹	（青連協）
	酒井喜代子	（女連協）

16. 全法連役員等の訃報

古川弘明氏 令和5年8月 享年70歳

（全法連総務委員、徳島県連総務委員長、阿波麻植法人会副会長）

令和 6 年度税制改正に関する提言等

イ. はじめに

我が国の社会経済活動に大打撃を与えたコロナ禍はほぼ収束し、ロシアのウクライナ侵攻などを背景とした急激な物価上昇も落ち着きを取り戻してきた。いまだ金融政策は異次元緩和から脱却できないでいるが、我が国の経済財政運営は“戦時”から“平時”のそれに切り替える段階に至ったといえよう。

こうした中で「成長と分配の好循環」による「新しい資本主義」を掲げる岸田文雄政権は新たに「異次元の少子化対策」を打ち出した。人口減少という社会課題の克服を未来への投資と捉えた政策は重要といえるが、問題はその財源である。必要な追加予算額を今後3年間で3.5兆円としながら、その財源について消費税を含め新たな税負担は考えず歳出改革などで確保するとしている。一体、どの歳出をどう削減して財源を捻出するのか、具体論は先送りされた。

財源の曖昧さは少子化対策に限ったことではない。防衛力の抜本強化では5年間で総額43兆円の防衛費を確保するとし、一部増税を含む具体的な財源を示した。しかし、増税以外の財源が内包する問題を見逃してはならない。例えば決算剰余金の活用であるが、これは景気などに大きく左右される。国家の根幹である防衛力を担うに足る安定財源とはなり得ないであろう。

このように歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせまい。

コロナ対策で積みあがった国債の返済計画も忘れてはならない。先進国の多くはその具体的な返済計画を実行に移し始めており、我が国だけがこれを封印したままでは許されない。

また、地域経済や雇用の担い手である中小企業にはコロナ禍で体力を奪われ立ち直れないところも少なくない。事業承継や導入された消費税のインボイス制度などへの対応も合わせ、税財政上のきめ細かい支援が必要であろう。

ロ. 提言事項

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

新型コロナウイルスによるパンデミックは世界的に収束段階となり、我が国も社会経済活動がほぼコロナ禍以前の状態に戻った。これに伴い税財政政策の運営も平時のそれに戻るわけで、本来の税財政改革に向けた議論を可能にする環境が整ったといえる。

それにしてもコロナ禍が我が国財政に与えた打撃は甚大であった。国債残高はコロナ対策財源として発行された約100兆円が一気に上積みされ、1,000兆円をゆうに超えてしまった。地方を含めると長期債務残高は国内総生産（GDP）の2.2倍に上り、先進国の中で突出して悪化している。

まずはこのコロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題なのだが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。

我が国財政の最大の問題は「中福祉・低負担」といういびつな税財政構造にある。歴代政権のほとんどが身の丈以上に「給付」を拡大させ、それに見合う「負担」を回避してきた結果である。これを「中福祉・中負担」の均衡構造に改革しなければ、先進国で最速のスピードで進む少子高齢化や人口減少、そして財政の健全化に対応できない。

岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

1. 財政健全化に向けて

コロナ対策では主に補正予算で編成された必要以上の多額な予備費や膨大な使い残しの発生など、財政規律が大きく毀損された。コロナ禍がほぼ収束した今、財政運営にとって重要なことはコロナ予算を検証しつつ財政規律をどう回復させるかである。

岸田政権の主要政策を見ると、財政規律の回復どころか、それに逆行する動きとなっている。防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、その財源が極めて曖昧なのである。法人税などによる1兆円増税以外は、「歳出改革」や「決算剰余金の活用」など大半が財源として安定性を欠いている。これで国家の根幹である安全保障が大丈夫なのか、強い危機感を感じる。

「異次元の少子化対策」では前述したように、今後3年間で必要な追加予算額を3.5兆円とし、2030年代には倍増を目指すという。これも財源には消費税などの新たな税負担は考えず、歳出改革などにより確保するとしただけで具体的な中身は定まっていない。仮に財源確保ができない場合、結局は少子化対策も防衛費も国債頼みになるという懸念が拭えない。

国と地方のPB黒字化という財政健全化の目標年度である2025年度が眼前に迫ってきた。本年7月に内閣府が発表した「中長期の経済財政に関する試算」では、高い成長率を前提とした場合でも2025年度には1.3兆円の赤字が残り、黒字化は2026年度になるとする一方で、歳出改革を継続すれば2025年度の達成も視野に入るとした。ただ、この試算には「異次元の少子化対策」を反映していないため目標達成は極めて難しいとみられる。

しかし、2025年度目標が達成できてもできなくても、来年度にはその後の中長期を視野に入れた財政健全化の枠組みについて議論を開始せねばならない。その際にはまず、金利が正常化に向かうことを前提にする必要がある。我が国でもデフレ局面が終わり、日銀のゼロ金利政策が変化しつつあるからである。

つまり、異次元緩和下では黙っていても低下してきた健全化目標の一つである債務残高対GDP比の流れが持続できなくなる可能性が高い。このため、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくには、単なるPB黒字化ではなく一定の黒字幅を確保せねばならない。また、PBの歳出には利払い費が含まれないが、先進各国のようにこれを含む財政収支の黒字化を新たな健全化目標として採用することを提案したい。

負担をあやふやにし歳出だけを先行実施するような財政運営を是正するには、米国が採用している「ペイアズユーゴー原則」も有効であろう。これは新しい政策には歳出削減による財源捻出が必要で、それができなければ増税で財源を確保せねばならないという仕組みである。忍び寄る財政危機を回避するには、こうした厳しい財政規律を確立する以外に道はないであろう。

- (1) 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (2) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国はすでに指摘したように、先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。そうした中で社会保障給付費は高齢者人口がピークを迎える2040年には、190兆円（令和5年度 約134兆円）に達す

る見込みである。目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」もある。

持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立という国家課題はこうした前提の下で問われている。これを解決するには「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革するしか方法はない。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。

社会保障給付費で最も増加額が大きいのは医療分野である。その意味で注目されるのは、来年度が二年に一度の改定年にあたる診療報酬と、三年ごとの介護報酬改定が同時になる点である。とくに診療報酬は前回もそうであったが、過去のほとんどの改定で「薬価」の引き下げが「本体」（医師の人件費等）の引き上げ分を吸収する形で全体を引き下げる手法をとってきた。今度こそ本体にどう切り込むかが問われよう。

医療分野では激務である勤務医と開業医の収入格差や都市と地方、診療科によって医師が偏在する実態が指摘されて久しい。その一因として診療報酬の配分のあり方がメリハリを欠くためではないかとの見方が多い。

また、開業地域も診療科も規制がない我が国独特の自由開業制度が医師の偏在を助長しているとの指摘もある。欧米では開業地域や診療科ごとに定員を設定するなど何らかの人的規制がある。診療報酬が税金と保険料が原資であることを考えれば、規制すべきところは規制する。それが真の規制改革ではないか。

社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。

- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で大きく見劣りする育休制度については、企業側も意識改革が必要となろう。
- 児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。
- (6) 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

一昨年には「デジタル庁」、本年には「こども家庭庁」と官庁の創設が目立っている。しかし、共に期待された役割を果たしているとは言い難い。その原因として政治のリーダーシップの欠如が指摘されている。

我が国のデジタル化は行政サービスや社会経済活動にとって不可欠とされながら、立ち遅れが目立っていた。デジタル庁はコロナ禍でも表面化した国と地方、省庁の縦割りを横断する組織として、その機能を期待されていた。しかし、後述するマイナンバーカードの情報管理の杜撰さなどでスタートからつまづいている。

こども家庭庁も省庁間の縦割りを排し一元的にこどもと家庭の問題を扱うという組織だが、各省庁の関連予算をかき集めただけで骨太なグランドデザインを描き切れていない。肝心の「幼保一元化」についても後ろ向きのままである。

これでは両庁とも屋上屋を重ねるだけで大きな政府に道を開きかねない。官僚組織は常に肥大化する習性があるといわれる。そうならないよう国民の厳しいチェックが必要である。

また、行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

マイナンバーカードの普及率は80%近くに達したが、積極的に活用されているとは言い難い。先ごろには健康保険証との一体化などをめぐりカードの登録に関する情報管理面で問題が生じ、制度に対する不信感が表面化する事態となった。

政府は国民の不安を払拭するために、制度の運用に当たっては個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧に説明し理解を求めていかなければならない。

制度の利便性としては各種行政サービス手続きのワンストップ化、さらに、e-Taxやe-LTAXの利用による申告納税手続きや各種手当の申請手続きの簡素化などが挙げられる。令和6年度末には運転免許証との一体化も予定されている。

社会保障と税、災害対策となっていた利用範囲はマイナンバー法等の改正によって一部拡大されたが、これをどこまで広げるかは今後の重要課題である。例えば、マイナンバーで世帯所得が把握できることになれば、臨時的な給付金を迅速に支給できるし、かつ世帯間の公平性確保も可能になり、様々な税制改革論議の土台にもなろう。そのためには、広範な国民的議論が必要であることも付言しておきたい。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③デジタル化や働き方の多様化④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化⑤国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は急激に上昇した物価が高止まりしているとはいえ、コロナ禍がほぼ収束したこともあり落ち着きを取り戻してきた。ただ、過熱していた欧米景気に連続的な利上げによる減速懸念が出ているうえ、中国経済の成長鈍化も加わり不透明さを増している。

こうした中で岸田政権は「成長と分配の好循環」を目指す「新しい資本主義」の看板の下、デジタル化や化石燃料に頼らないグリーン化などを推進しようとしているが、まだ具体的成果は見られていない。経済界もこの看板に呼応する形で相応の賃上げを実施したが、物価を考慮した実質賃金は伸びておらず、賃上げの持続化と膨大な内部留保の活用が問われている。

覇権主義的な動きを強める中国を念頭に置いた経済安全保障では、欧米と歩調を合わせる形で本格化させており、その成果が注目されている。また、本来の経済外交では英国の環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）加盟を後押しすることなどで成果をあげたが、問題は本命である米国の復帰を実現できるかどうかである。

さらに岸田政権に求めたいのは、アベノミクスで極めて中途半端に終わった農業や医療分野などいわゆる岩盤規制の改革である。この分野には強力な反対勢力が存在するが、ここに切り込んでこそ「新しい資本主義」であろう。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

原材料をはじめとした物価の高止まりは我が国経済、とりわけ中小企業に大きな重荷となっている。いまだにコロナ禍による打撃を引きずっているところも少なくない。中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。モラルハザードの誘発には注意しなければならないが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。

（１）法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例１５％を本則化すべきである。また、昭和５６年以来、８００万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも１，６００万円程度に引き上げる。

（２）中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計３００万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和６年３月末日となっている適用期限を延長する。

（３）中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫っ

た申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。

また、先ごろ導入されたインボイス制度については、事業者の事務負担が増加したり、免税事業者が取引から排除されるなどの理由により休廃業に追い込まれることのないよう、「区分記載請求書等保存方式」を当面維持する等、弾力的に対応することを求めてきた。

政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図っていく必要性はコロナ禍を通して十分に認識された。前述したように、様々な矛盾を内包する医療制度や東京一極集中など、そこで浮き彫りになった課題を一つ一つ解決していくことは、地方のあり方を考える上で極めて重要である。

地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかねばならない。また自治体側は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど、自立・自助を基本理念とすることが肝要である。

残念ながら、現状ではこの理念とはかけ離れたようなケースが少なくない。例えばコロナ臨時交付金を使用されず基金に回っている可能性があるとの指摘がなされている。実際、一部自治体では財政調整基金があつという間にコロナ前の水準を回復したという。そもそもPBが黒字である地方が、コロナ対策で財政を著しく悪化させた国に依存する姿は大きな矛盾と言わざるを得ない。

「ふるさと納税制度」にも問題が多い。昨年度の納税額が過去最高の１兆円に迫る水準に達しており、返礼品競争規制策の効果が低いことを証明している。税収の流出額が大きく同制度を批判してきた自治体が、我慢も限界にきたとして返礼品競争に参入する例も出てきた。住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に寄付の形で納税することは地方税の原則にそぐわない。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。

- (１) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (２) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口３０万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (３) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。
- (４) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (５) 地方議会は大膽にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和３年度から７年度までの５年間を「第２期復興・創生期間」と位置付け、復興の円滑かつ着実な遂行に期することとしている。そのためには、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

V. その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上や事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きについて、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 環境問題への対応

政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指し、その中間に位置する2030年に2013年度比で「46%削減する」との目標を国際公約として打ち出している。

令和5年5月にはGX推進法が成立し、「GX経済移行債」を発行して脱炭素化に向けた民間投資を進めるとともに、その償還財源として二酸化炭素の排出量に応じて企業に負担を求める「カーボンプライシング」が導入された。

一方で、エネルギー価格は高止まりしており、家庭、企業における負担感が高まっている。原発の再稼働や稼働期間の延長等を含めたエネルギー問題のあり方について、積極的に検討を行う必要がある。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その使途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

※「税目別の具体的課題」等については省略

ハ. スローガン

○財政健全化は国家的課題。

負担を先送りせず現世代で解決を！

○企業への過度な保険料負担を抑制し、

経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！

○経済再生には中小企業の力が不可欠。

健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を！

○中小企業は地域経済と雇用の担い手。

本格的な事業承継税制の創設を！

「税制改正に関する提言」についての意見広告

意見広告



法人会 からの提言

国債残高

1000兆円超

少子高齢化

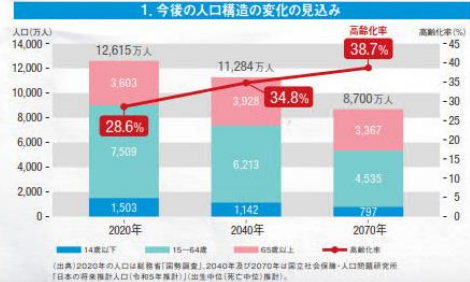
私たちは財政健全化を求めます!

中小企業を中心として全国約75万社の会員企業で構成される「経営者の団体」[公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）]は、9月19日開催の理事会において「令和6年度税制改正に関する提言」を決議しました。地域経済や雇用の担い手である中小企業にはコロナ禍で体力を奪われ経営に苦しんでいるところも少なくありません。事業承継や消費税のインボイス制度などへの対応も合わせ、税財政上のきめ細かい支援が必要です。また、日本の国債残高は1,000兆円を超えていますが、コロナ対策財源として発行された約100兆円の国債をどう返済するかは重要な課題です。さらに少子化対策や防衛力の抜本強化が打ち出されていますが、その財源論は置き去りになっています。我が国は先進国最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという深刻な社会構造問題を抱えています。負担をあやふやにし、歳出だけを先行実施するような財政運営では国の未来は開けないと考えます。



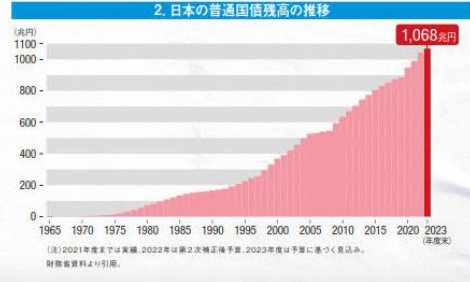
公益財団法人 全国法人会総連合
会長 小林 栄三
伊藤忠商事(株) 名誉理事

1. 今後の人口構造の変化の見込み



（出典）2020年の人口は総務省「国勢調査」、2040年及び2070年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位（高・中位）推計）。

2. 日本の普通国債残高の推移



（注）2021年度までは実績、2022年は第2次補正後予算、2023年度は予算に基づく見込み。
財務省資料より引用。

令和6年度税制改正に関する提言（概要）

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳入・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方向と工程表を明示し、着実に改革を実行する。
- まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）黒字化目標を確実に達成しなければならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 社会保障給付費は高齢者人口がピークを迎える2040年には、190兆円（令和5年度 約134兆円）に達する見込みである。目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」もある。持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立という国家課題はこうした前提の下で問われている。これを解決するには「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革するしか方法はない。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。
- 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ等が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。

3. 行政改革の徹底

- 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・国会が「まず簡より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえる。

- 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引き上げ。
- 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。等

2. 事業承継税制の拡充

中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設。
- 相続税、贈与税の納税猶予制度の延長・充実。
- 取引相場のない株式の評価の見直し。

3. 消費税関係

政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

- インボイス制度の導入にあたり、国は事業者者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。等

法人会とは

私たちは法人会、中小企業を中心として全国約75万社の会員企業を擁する団体です。41都道府県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の経済と社会の発展を中心とした活動を一貫して展開し、中堅・小規模企業の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据え、税の適正な負担と経営の持続、地域社会や雇用活動に資する、世代を超えての税制改革や事業の発展、さらには企業間の連携・コラボレーションに資する取り組みにも力を注いでいます。また、法人会本部を中心に、社会保障制度の構築と安定な国民の暮らしを確保に資するための「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を展開し、「健康経営」を推進した企業の活力向上とさらなる税収の増加、適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取り組んでいます。◎健康経営はNPO法人健康経営協会の賛助団体です。

提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp>



税の啓発のための新聞広告用版下

(全5段・2種・カラー・モノクロ)

[illegible]

税に強い経営者が 次世代を支える！

経営者の皆さまへ
—法人会のご案内—

1. 企業と社会の発展を
目指して国に税の提言！
2. 税の知識を経営の力に！
3. 経営者の仲間ができる！

活動内容

- ◎ 税制教育、税の啓発活動
- ◎ 税の調査・分析
- ◎ 地域社会への貢献
- ◎ 税と経済の研修

国や社会に貢献する経営者の団体として様々な活動を行っています。

法人会 TEL. 000-0000-0000

〇〇〇法人会連合会 TEL. 000-0000-0000

法人会とは？
メタビルパートナーズ

詳しくはWEBへ [法人会](#)

税に強い経営者が次世代を支える!



仲間に
なりませんか

法人会へ
ご入会ください

金銭的に
70%お得!

年間収入
100万円
以上の方

法人会とは? 公益と社会の発展を目的とした非営利の団体です。

法人会と経営者 1. 公益と社会の発展を目的とした非営利の団体です。 2. 税の知識を経営者に伝えます。 3. 経営者の仲間づくりをします。 4. 社会に貢献します。

法人会へご入会ください

年間収入100万円以上の方

金銭的に70%お得!

税を考慮する期間 11月11日(土)～17日(金)

法人会では経営者や中間層の代表者へTax Dayを運営しています。

法人会 法人会本部

税に強い経営者が 次世代を支える！



経営者の皆さまへ
 —法人会のご案内—

1. 企業と社会の発展を
目指して国に税の提言！
2. 税の知識を経営の力に！
3. 経営者の仲間ができる！



活動内容
 経済学・税の勉強会
 税の勉強会
 地域社会への貢献
 税と経営の勉強

国や社会に貢献する経営者の団体
として様々な活動を行っています



法人会

〇〇〇法人会連合会

〒000 0000-0000
TEL. 000-000-0000

法人会でもっとも注目
されている活動

詳しくはWEBへ [法人会](#)

(半5段・2種・カラー・モノクロ)

[illegible]

税に強い経営者が 次世代を支える!



「仲間に
会わせて」

法人会って、
どんな団体?



443年
の歴史
と実績
を誇る
法人会

「法人会」の
ウェブサイト
はこちら

**法人会は「令和6年度創制改正に
関する措置」を決定しました。**

- 1 令和6年度創制改正の導入で中小企業には、10万円
の減額措置が適用される。法人会では、中小企業に
対して、法人会会員の中小企業への対応を強化し、
中小企業に有利な対応をする関係者の協力を得る。
- 2 2024年度創制改正の導入により、法人会会員の中小
企業は、1,000万円を超えてはならない。法人会では、
中小企業に有利な対応をする関係者の協力を得る。
また、中小企業に有利な対応をする関係者の協力を得る。
また、中小企業に有利な対応をする関係者の協力を得る。



法人会

一般社団法人 日本経済団体連合会
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
TEL: 03-3568-1111 FAX: 03-3568-1112
E-MAIL: info@keizai-dainichi.jp

[illegible]

経営者の皆さまへ
 ― 法人会のご案内 ―

税に強い 経営者が 次世代を支える!

1. 企業と社会の発展を
目指して国に税の提言!
2. 税の知識を経営の力に!
3. 経営者の仲間ができる!

活動内容

租税教育・税の勉強会、税の提言活動
地域社会への貢献、税と経営の研修

国や社会に貢献する経営者の団体
として様々な活動を行っています

法人会ってどんな団体?
スペシャルムービー公開中



法人会

CCC法人会連合会

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

TEL. 060-2000-0000

詳しくはWEBへ

法人会

令和5年度県連別研修参加人員等一覧

	研修参加 人員 (名)	研修参加 率 (%)	税法税務関係 研修参加率(%)	一般市民等の 参加 (名)
東 京	105,962	99.3%	57.9%	21,335
神奈川	41,326	102.1%	53.1%	8,474
千 葉	25,696	73.9%	40.0%	3,234
山 梨	5,452	89.2%	61.3%	520
埼 玉	29,855	75.3%	33.1%	6,910
茨 城	14,778	89.8%	44.0%	2,413
栃 木	12,897	76.6%	40.3%	2,239
群 馬	8,605	60.0%	35.0%	1,437
長 野	18,597	82.3%	48.4%	1,470
新 潟	18,367	129.2%	67.4%	2,001
北海道	23,730	77.3%	44.3%	2,586
宮 城	14,174	140.2%	59.4%	2,403
岩 手	7,332	110.1%	52.5%	1,371
福 島	10,231	78.3%	37.9%	1,383
秋 田	2,225	42.8%	21.6%	455
青 森	7,011	127.1%	68.7%	782
山 形	10,490	137.6%	61.4%	1,369
愛 知	47,394	91.1%	48.7%	7,032
静 岡	29,468	76.4%	31.9%	3,518
三 重	7,207	61.9%	39.5%	1,001
岐 阜	12,306	70.6%	33.1%	1,040
石 川	8,619	83.9%	55.3%	1,746
福 井	5,500	67.2%	27.8%	678
富 山	6,102	82.9%	50.2%	211
広 島	16,409	60.8%	33.0%	1,600
山 口	6,028	67.8%	35.3%	885
岡 山	10,258	89.5%	44.0%	1,212
鳥 取	3,888	86.1%	39.4%	574
島 根	4,253	79.6%	51.4%	786
香 川	9,144	113.8%	46.9%	2,118
愛 媛	24,905	185.1%	82.2%	4,277
徳 島	7,129	92.8%	42.0%	490
高 知	7,701	145.4%	63.7%	1,296
福 岡	22,213	79.4%	33.0%	4,173
佐 賀	8,251	144.9%	21.4%	4,945
長 崎	7,285	91.5%	51.4%	1,112
熊 本	16,207	152.2%	77.5%	3,202
大 分	6,323	80.8%	43.6%	675
鹿児島	11,805	118.6%	73.6%	1,463
宮 崎	7,412	125.0%	68.1%	396
沖 縄	7,681	124.1%	67.2%	863
合 計	650,216	91.5%	47.3%	105,675

広報ポスター

税に強い経営者が次世代を支える!

会員企業は
70万社超!

法人会って、
どんな団体?

4分で
法人会を
知れる!

スペシャルムービー
公開中!

法人会とは?

1. 企業と社会の発展を目指して国に税の提言!
2. 税の知識を経営の力に!
3. 経営者の仲間ができる!

法人会

詳しくはWEBへ 法人会

広報チラシ

A4 判チラシ（両面）

(表面)

(裏面)



A4 判チラシ【FAX返信用】データ版（片面）

[illegible]

(附属資料 7)

県連別会員数調査結果（令和5年12月末現在）

県連名	単位会	所管法人数	法人会員数	法人加入率	正会員以外の 個人会員数
東 京	48	439, 652	106, 691	24. 3%	5, 711
神奈川	18	193, 226	40, 476	20. 9%	1, 932
千 葉	14	114, 777	34, 771	30. 3%	1, 316
山 梨	4	17, 424	6, 109	35. 1%	174
埼 玉	15	140, 124	39, 666	28. 3%	1, 824
茨 城	8	49, 496	16, 452	33. 2%	396
栃 木	8	38, 810	16, 834	43. 4%	843
群 馬	9	37, 241	14, 343	38. 5%	313
長 野	10	41, 856	22, 600	54. 0%	1, 203
新 潟	13	40, 548	14, 218	35. 1%	256
北海道	30	117, 879	30, 698	26. 0%	669
宮 城	10	45, 781	10, 107	22. 1%	324
岩 手	9	18, 981	6, 661	35. 1%	130
福 島	10	37, 827	13, 072	34. 6%	280
秋 田	8	15, 776	5, 203	33. 0%	43
青 森	7	19, 932	5, 516	27. 7%	116
山 形	8	17, 048	7, 626	44. 7%	137
愛 知	20	165, 856	52, 005	31. 4%	594
静 岡	13	75, 877	38, 558	50. 8%	339
三 重	8	32, 434	11, 638	35. 9%	199
岐 阜	7	43, 331	17, 441	40. 3%	521
石 川	5	21, 157	10, 269	48. 5%	189
福 井	6	15, 331	8, 188	53. 4%	105
富 山	4	20, 151	7, 360	36. 5%	105
広 島	16	56, 324	26, 983	47. 9%	846
山 口	11	22, 801	8, 889	39. 0%	243
岡 山	13	41, 290	11, 456	27. 7%	336
鳥 取	3	9, 753	4, 518	46. 3%	200
島 根	7	12, 413	5, 342	43. 0%	232
香 川	6	19, 646	8, 036	40. 9%	92
愛 媛	8	26, 882	13, 452	50. 0%	1, 557
徳 島	6	15, 139	7, 681	50. 7%	92
高 知	6	11, 360	5, 295	46. 6%	221
福 岡	18	110, 234	27, 976	25. 4%	1, 318
佐 賀	5	12, 802	5, 693	44. 5%	145
長 崎	8	22, 670	7, 963	35. 1%	43
熊 本	9	29, 168	10, 646	36. 5%	271
大 分	9	24, 507	7, 825	31. 9%	155
鹿児島	11	33, 076	9, 955	30. 1%	552
宮 崎	6	21, 267	5, 930	27. 9%	186
沖 縄	6	16, 100	6, 188	38. 4%	354
合 計	440	2, 245, 947	710, 330	31. 6%	24, 562